

報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した葛飾区文化会館及び葛飾区
亀有文化ホールの指定管理者の指定についての報告及び承認について
上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した葛飾区文化会館及び葛飾区
亀有文化ホールの指定管理者の指定についての報告及び承認について

地方自治法（平成22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年5月30日、
葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールの指定管理者の指定について、次のとおり専決
処分したので同条第3項の規定に基づき、報告し、その承認を求める。

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり
指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区文化会館及び葛飾区亀有文化ホール

2 指定管理者の名称等

東京都港区北青山三丁目6番18号共同ビル内

キョードー東京共同事業体

構成員（代表者） 東京都港区北青山三丁目6番18号共同ビル内

株式会社キョードー東京

代表取締役 山崎 芳人

構成員 東京都新宿区百人町一丁目22番26号

不二興産株式会社

代表取締役 寺嶋 正彦

構成員 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

泉レストラン株式会社

代表取締役 勝村 雄太郎

3 指定の期間

平成24年6月1日から平成26年3月31日まで